

## 農地法3条の申請について

### 【添付書類】

土地登記簿謄本	法務局の発行する全部事項証明書、最近3か月以内のもの
公図・字限図(あざぎりず)	法務局の発行するものか、それに準ずる図面
現地の位置図・案内図	様式・縮尺等は問いませんが、現地に至る道路が判別できるもの 申請後に、地区担当の推進委員が現地を確認します。
申請地の現在の状況がわかる写真 申請地を赤色で囲む	

【提出部数】 申請書・添付書類 各1部

【受付期間】 毎月末日締切り(末日が土日祭日等閉庁日の時は、その次の開庁日)

### 【その他】

申請書の受付は、必要な書類がすべて整ってからとなります(申請書を最初に提出された日ではありません)。書類が揃わない場合は、翌々月以降の処理となります。

総会の前に、申請地の状況を担当推進委員が確認しますので、連絡のあった日時に現地確認の立会と説明をお願いします。

冬期(12月～3月)の申請で、積雪のため申請地の状況の確認ができない場合は、融雪後の確認となるため、4月以降の総会案件となります。

一方の申請者が複数となる場合は、別紙にまとめてください。

所有権の移転(売買)の場合は、それに要する経費(総額と10aあたりの単価)を記入してください。

所有権設定(賃貸借、使用貸借)の場合は、その経費と借りる期間を記入してください。

登記簿上の名義人(土地所有者)と、現在の所有者が異なる場合は、備考欄に登記簿上の名義人の名を記入してください。

(相続権を持つ方が複数存在する場合は、全員の同意書が必要となることがあります。

受け手(買い手、借り人)が現に、営農していることが、農地を取得したり、借りる場合の許可基準の一つであり、申請書の各様式はその営農状況を記入するものです。

農地の名義変更をする場合は、(相続の場合を除き)法務局への申請に際して、この3条の規定に基づく農業委員会の許可書の添付が必要となります。

西会津町農業委員会  
電話0241-45-4531